

議 第 59 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号、別表第 1 の 6 の項及び別表第 8 備考第 3 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 10 の 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 3 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
（手数料を徴収する事務等）				（手数料を徴収する事務等）			
第2条　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。				第2条　手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。			
(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号）関係の手数料　別表第1				(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号）関係の手数料　別表第1			
(2)～(7)　【略】				(2)～(7)　【略】			
(8)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係の手数料　別表第8				(8)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係の手数料　別表第8			
(9)　【略】				(9)　【略】			
(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （平成27年法律第53号）関係の手数料　別表第10				(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （平成27年法律第53号）関係の手数料　別表第10			
別表第1（第2条第1号関係）				別表第1（第2条第1号関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
【略】				【略】			
4	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査（6の項の審査を除く。）	建築物の完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(9)　【略】	4	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査（6の項の審査を除く。）	建築物の完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(9)　【略】
5　【略】				5　【略】			
6	4の項の審査の際に行う 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （以下この表において「 建築物省エネ法 」という。）第11条第1項の特定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの審査	建築物エネルギー消費性能基準適合性に係る完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる 建築物省エネ法 に基づく特定建築行為に該当する床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(6)　【略】	6	4の項の審査の際に行う 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （以下この表において「 建築物省エネ法 」という。）第11条第1項の特定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの審査	建築物エネルギー消費性能基準適合性に係る完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる 建築物省エネ法 に基づく特定建築行為に該当する床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(6)　【略】
7	法第7条の3第4項又は法第18条第20項の規定による中間検査を受けた建築物の法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査（9の項の審査を除く。）	中間検査を受けた建築物の完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(9)　【略】	7	法第7条の3第4項又は法第18条第20項の規定による中間検査を受けた建築物の法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査（9の項の審査を除く。）	中間検査を受けた建築物の完了検査申請等手数料	次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)～(9)　【略】
8　【略】				8　【略】			
9	7の項の審査の際に行う 建築物省エネ法 第11条第1項の特定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの審査	中間検査を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合性に係る完了検査申請等手数料	6の項に規定する金額	9	7の項の審査の際に行う 建築物省エネ法 第11条第1項の特定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの審査	中間検査を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合性に係る完了検査申請等手数料	6の項に規定する金額
【略】				【略】			

備考			
1 【略】			
2 4の項及び6の項に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。			
別表第8（第2条第8号関係）			
項	事務	名称	金額
1	【略】		
2	申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 【略】
3	【略】		
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額
備考			
1・2 【略】			
3 適合証とは、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。			
4～6 【略】			
別表第10（第2条第10号関係）			
項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （以下「 建築物省エネ法 」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき提出又は通知がされた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)・(2) 【略】
2	建築物省エネ法 第12条第2項又は第13条	建築物エネルギー消費	1の項に規定する金額の2分の1の額

備考			
1 【略】			
2 4の項及び6の項に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。			
別表第8（第2条第8号関係）			
項	事務	名称	金額
1	【略】		
2	申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 【略】
3	【略】		
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。）	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額
備考			
1・2 【略】			
3 適合証とは、 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。			
4～6 【略】			
別表第10（第2条第10号関係）			
項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （以下「 建築物省エネ法 」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき提出又は通知がされた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)・(2) 【略】
2	建築物省エネ法 第12条第2項又は第13条	建築物エネルギー消費	1の項に規定する金額の2分の1の額

り建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1 申請当たり別表第 1 の 1 の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれるときは、1 申請当たり別表第 1 の 2 の項又は同表 3 の項に規定する金額を加算する。	り建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1 申請当たり別表第 1 の 1 の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれるときは、1 申請当たり別表第 1 の 2 の項又は同表 3 の項に規定する金額を加算する。
2 1 ～ 2 4 【略】	2 1 ～ 2 4 【略】

附 則
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

都市計画・建築事務に関する手数料条例改正概要

◆背景

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正等に伴い、熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例について文言修正が必要になる。

◆改定根拠

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

◆法改正内容（令和6年4月1日施行）

改正内容概要は以下のとおりである。

○エネルギー消費性能表示制度の努力義務

住宅・建築物を販売・賃貸する事業者はその販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する必要がある。（努力義務）

○建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の制定

市町村が建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域を制定することが可能になる。

⇒現状は区域制定の予定なし。

◆手数料条例の改正内容

手数料条例に引用している法律名を以下のとおり変更する。

現：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

新：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律